

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年、A所在のB会社に雇用され、瓦職人として就労していたが、昭和〇年〇月〇日、作業中に転落して負傷し「脊髄損傷、両下肢麻痺、膀胱直腸障害」と診断され、療養の結果、昭和〇年〇月〇日に治癒（症状固定）し、労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級第1級に应ずる障害補償給付を受給していた。

その後、被災者は、平成〇年〇月〇日に再発し、平成〇年〇月〇日付けで労災則別表第2に定める傷病等級第1級の1号と認定され、傷病補償年金を受給していた。被災者は療養を続けていたが、平成〇年〇月〇日、入院先のC病院で死亡した。死亡診断書によると、直接死因は「急性心不全」、直接死因の原因は「不詳」、直接には死因に関係しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等は「脊髄損傷」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求

をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだ。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日受付の「再審査請求の趣旨及び理由」において、被災者は骨髄損傷の療養中に死亡したものであり、脊髄損傷と死亡原因には因果関係がある旨主張をしている。

(2) 脊髄損傷に併発した疾病に係る業務上外の判断に当たっては、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が「せき髄損傷に併発した疾病の取扱いについて」（平成5年10月28日付け基発第616号。以下「通達」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとするので、通達に基づき本件を検討する。

(3) 通達では、慢性期に併発した一定の疾病について、せき髄損傷との因果関係を認めているところ、請求人が、被災者の死亡原因であるとして主張する敗血症もこれに該当するので、以下検討する。

この点、D医師は平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、「仙骨部の褥瘡は、拡大傾向にあった。全身状態、栄養状態の悪化が褥瘡を拡大させた可能性が高いが、下腿の腫脹を含め感染は改善傾向であった。したがって褥瘡からの感染が死亡原因になった可能性は低い。」と述べている。

当審査会としては、改めてC病院転院後の診療録等を検討したところ、D医

師の指摘するとおり、褥瘡が拡大傾向であることは認められるものの、敗血症の発症を示す記載や医学的根拠を見いだすことはできなかったことから、被災者が敗血症に罹患し、当該疾病が原因で死亡したとは認められないものと判断する。

(4) 次に、死亡診断書では直接死因を「急性心不全」としていることから、急性心不全とせき髄損傷との因果関係の有無について検討する。

まず、通達では「急性心不全」は、慢性期においてせき髄損傷との因果関係を認められる疾病であるとも、因果関係が認められない疾病であるとも明記されていない。

このような場合、通達では個別に因果関係の有無を判断するとされているところ、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨「脊髄損傷は症状固定後変動を見ていない。」、「(請求人の脊髄損傷の部位は)循環機能に重大な関与を持つ延髄中枢よりはるか遠隔の部位のことであるので、心不全の原因が脊髄損傷にあるとすることは到底考え得ることではない。」と述べている。D医師は、上記鑑定書において、「一般に脊髄損傷に高率に急性心不全を合併するとは考えられない。」旨述べている。

当審査会としても、E医師意見書及びD医師鑑定書は、医学的に妥当なものと認めるものであり、被災者の急性心不全とせき髄損傷との間には、因果関係は認められないものと判断する。

このほか、被災者が、傷病補償年金受給中に投与された薬剤により「急性心不全」を併発した可能性について検討したが、D医師は、上記鑑定書において「診療録を確認したが、薬剤の副作用による全身状態の悪化の可能性は低い。」と述べており、決定書に説示するとおり、薬剤が「急性心不全」の誘因となったとも判断できない。

よって、当審査会としても、被災者の死亡とせき髄損傷との間に相当因果関係は認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるから、本件処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。